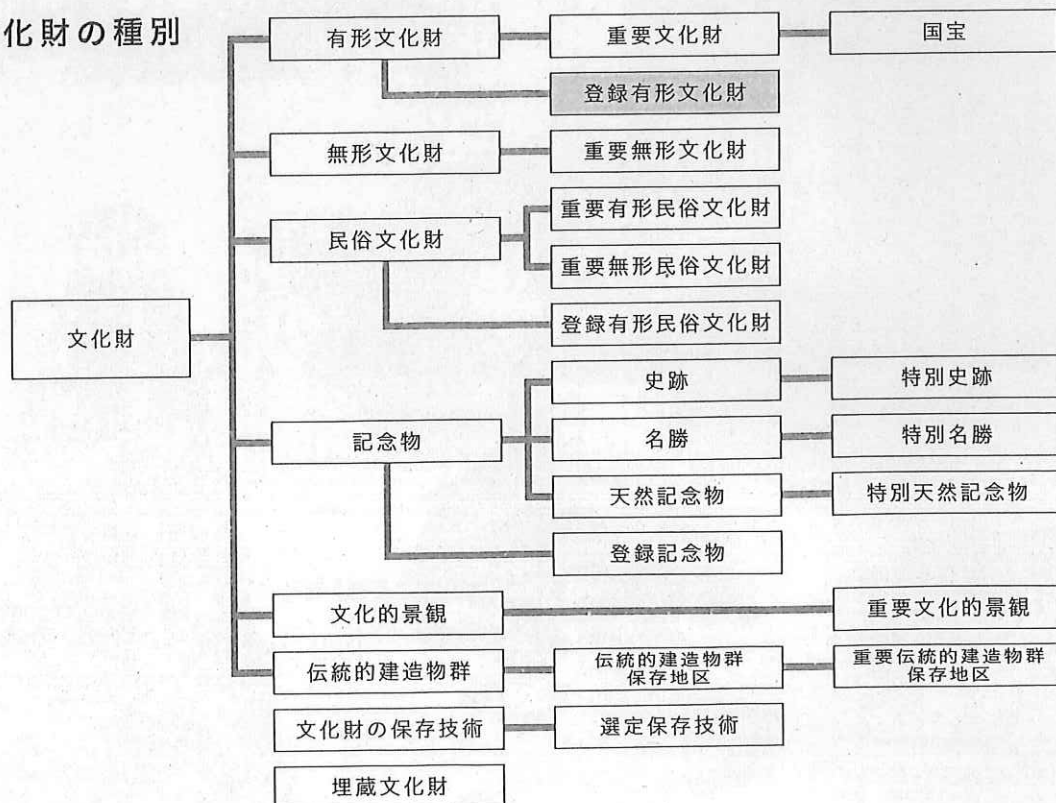


私たちの周りには、残していきたい風景がたくさんあります。身近な建造物であっても、地域に親しまれている建物や、時代の特色をよく表わしたもの、再び造ることができないものは、貴重な文化財です。この文化財建造物を守り、地域の資産として活かすための制度「文化財登録制度」が平成8年に誕生しました。

登録有形文化財建造物は、50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。既に10,000件を超える建造物が登録されています。

これからも、この制度を利用して、多くの建造物が保存され、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待されています。

文化財の種別



登録文化財(建造物) 意見具申資料 表紙

105回
都道府県又は指定都市名
神奈川県

記載事項一覧表

1	(ふりがな)	きゅうひろたいいんおもや		
	名称	旧広田医院主屋		
2	員数	1棟	1/2	
3	所在の場所 ※所有を証する書類記載の「所在、地番」	都道府県名および市区町村名	町丁・字・番地・号	
		神奈川県高座郡寒川町	一之宮一丁目1126	
4	構造、形式及び大きさ	木造2階建、鉄板葺、建築面積226㎡		
5	所有者の氏名または名称 ※所有を証する書類記載の氏名または名称			
6	所有者の住所 ※所有を証する書類記載の住所	都道府県名および市区町村名	町丁・字・番地・号	
7	建設年代/大規模な改修及び増築年代	明治30年建設/大正15年改修、昭和4年、33年、38年、39年、43年増築		
		建設年代の根拠	家屋課税台帳	
8 備考	他分野の指定・登録等の保護措置の有無	無	※「有」の場合は、指定・登録等の名称を記載 ()	
		無	※「有」の場合は、記載のある報告書に◎	
	報告書記載の有無 ※報告書の表紙と掲載ページのコピーを添付してください。		『日本近代建築総覧』	『〇〇県近代和風建築調査報告書』
			『日本の近代土木遺産』	『神奈川県近代化遺産調査報告書』
			その他 ()	

提出資料等チェックシート

	提出資料等	都道府県・政令市 チェック欄	データ 提出 チェック欄
(1)	都道府県の進達書(必要な場合)(様式6、7)		
(2)	都道府県・政令市または市町村の意見の文書(様式5、3)		
(3) ①	登録文化財(建造物) 意見具申資料 表紙(様式4) ※データも提出(CD等)		
②	所有者の同意等に関する意思の確認書類(様式2、3)		
③	登記事項証明書など所有を証する書類		
④	所見(建築年代の根拠は明示されているか)		
⑤	位置図(薄くないか)		
⑥	配置図(薄くないか) ※データも提出(CD等)		
⑦	通常望見できる範囲の図		
⑧	平面図		
⑨	求積図(数値は合っているか)		
⑩	写真(1件につき10~20枚程度) ※データも提出(CD等)		
⑪	写真クレジット(様式1) ※データも提出(CD等)		

※登録候補建造物ごとに上記 3)の資料を上から順に綴り、提出してください。

文化庁調査者/時期	黒坂貴裕/令和4年6月
-----------	-------------

旧広田医院主屋

1) 由緒・沿革

旧広田医院は、寒川町一之宮に位置し、大山街道（田村通り大山道）と南北に走る町道が交差する寒川十字路に近接し、大山街道に南面して立地する。大山街道沿いのこの一帯は、かつては寒川町の中でも繁華な場所であり、近傍には寒川きっての洋風建築として知られた旧寒川郵便局（現存せず）も立地していた。

旧広田医院主屋は、現所有者の祖父に当たる広田孝基が、関東大震災で倒壊した明治 30 年建築の 2 階建建物の 2 階部分を再利用し、大正 15 年に平屋建住宅として整備した住宅（以下和館とする）で、昭和 4 年に東側に洋館を増築したと伝えられる。

広田家は代々農業を営み、孝基の父久作は、寒川村最初の村会議員で、さらに広田製糸場を設立した実業家だった。広田孝基（1891～1959）は、広田久作の長男として当地に生まれ、慶應義塾大学予科で学んだ後、軍務を経て駿河銀行に勤務し、昭和 4 年に村会議員、翌年に寒川村長に就任し村長を 3 期務めた。寒川町が町制を施行した昭和 15 年には初代町長になり、在任中は企業誘致に尽力し寒川の発展に貢献した。

広田孝基の長男広田孝平は、大正 7 年に生まれ、現在の東京医科大学に学び、昭和 16 年卒業後は入隊し軍医として中国大陸に赴き、昭和 21 年 5 月帰国後、本建物で広田医院を開院し、平成 15 年閉院するまで地域医療に貢献した。

設計者施工者については、『神奈川県文化財報告 44 集 神奈川県近代洋風建造物目録』（1984 年、神奈川県教育委員会）では「設計者広田鶴吉小沢幸治」施工者も同じとあるものの、根拠が不明であり、現時点では確証がない。また、この両名の履歴や事跡についても不明である。

2) 建設年及び改修年

上記に記載した和館の当初建設年及び洋館増築年は家屋課税台帳によるもので、関東大震災後の和館再建年は伝聞による。洋館建設年は広田孝基が村会議員となった時期とも合致することから、政治家として接客などに用いる目的で洋館を増築した可能性が高い。

昭和 21 年に広田孝基の長男広田孝平が医院を開業するのに伴い、洋館 1 階を待合室、診察室などとして使用し、和館玄関部分の一部を薬局に改造した。また、和館部分は関東大震災後に在来の 2 階建建物を再利用し平屋建てに改修したのち、昭和 33 年頃台所の増改築、同 38 年頃南面縁側の拡幅、同 39 年頃 1 階西南への居室増築、同 43 年頃 1 階北西に 2 階建居室を増築するなど、増改築が頻繁に行われた。その結果、現在目視できる外壁は総てイギリス下見板張り塗装仕上げとなり、和館が内包される住宅であることを伝えるのは南側玄関と掃き出し窓の連続する縁側のみとなっている。

3) 建物の特徴

建物は大山街道に南面し南北に長い不整形敷地のほぼ中央に位置する。西側に和館部分、東側に洋館部分を連続して置く。

和館部分は、2 階建金属版平葺切妻造とし、外壁は南面の一部を除き、イギリス下見板張塗装仕上げとする。関東大震災で倒壊した明治 30 年建設の 2 階建建物の 2 階部分を利用し大正 15 年に再建されたと伝えられ、田の字型に連続する 8 畳和室 4 室を中心に、南側に 1 間巾の縁側（当初 3 尺幅を昭和 38 年に増築）、西端に洋室 1 室（昭和 39 年頃増築）、北側に台所や風呂などを置く。田の字型に配置された 4 室の和室の内、南東の 8 畳間には床の間・床脇・付書院を設け、次の間境の欄間は箆欄間とし長押を打つなど格式ある座敷とする。東側和室には五平柱が確認でき、各所の柱に残された痕跡は、明治期

の建物を再利用したとする由緒を裏付ける。

洋館部分は、2階建金属版瓦棒葺、一部平葺、外壁はイギリス下見板張塗装仕上とする。軒高は7.8メートルと高く、縦長のプロポーションの上下窓を1階2階に配し、地域のランドマークとなっている。和館部分玄関と並列して置かれる洋館部分玄関は、急勾配の切妻屋根、銅製の鬼瓦を置き異彩を放つ。

広田孝基歌集『朝霞』に「家を建てて 昭和五年」とし「きやり音頭天にひびかせ見上ぐれば棟木はのぼる二十六尺」との歌があり、聳え立つ洋館に寄せる誇らしげな心情を知ることができる。

洋館部分1階内部は4室からなり、玄関北側に待合室、その東側にX線室（以下室名は医院時代の名称）を置き、この両室はいずれも大壁板床とする。X線室の北側に引違ガラス戸で仕切られた真壁板床の診察室、さらにその北側には襖戸で仕切られた真壁畳敷の応接室が連続し、異なる壁仕上げ床仕上げの組み合わせからなる居室を連続して並べる。

外壁に面した部分はいずれも上下窓とするものの、和洋の意匠と起居様式が混在する点は、この地域における洋風建築の理解を示すものとして興味深い。

2階は一間幅の床の間と半間の床脇をもつ10畳の真壁畳敷和室一室とし、北、東、南に縁を巡らし外壁側は大壁に仕上げ、1階窓と同位置に上下窓を設けることで外観を洋風意匠で整える。洋館は、政治家だった建設時の当主が多様な接客に対応するために設けたものと考えられ、地域における迎賓施設としての役割を担っていた可能性を示唆する。また、1階が複数の居室からなる構成だったことは、医院として開業する際に大きな改修を必要としなかったことに貢献した。

洋館玄関部分の大ぶりの意匠や、急勾配の階段や建具の素朴な意匠は、本格的な建築家がかかわったというよりも地域の大工の手になるものであることを物語る。

4) 評価

旧広田医院主屋は和館部分と洋館部分からなる住宅である。

和館部分は関東大震災で被災した建物を再利用して再建されたと伝えられ、当初2階部分だったとされる田の字型平面や五平柱の使用、良材を用いる点などを含め、明治期に遡る由緒を裏付ける。洋館部分1階には和室洋室を持つものの外観は上下窓で統一し、2階も和室のみを置くものの縁を巡らし外壁側は大壁とし上下窓を設けるなど、和洋が混在する内部空間を、洋館として統一した意匠でまとめる点に特徴を持つ。洋館部分は高い階高を持ち、地域の名士の接客空間として建設された由緒を表現する。

旧広田医院主屋は、明治期の建物を再利用して再建された和館部分と、建設時の当主の職業上の必要から設けられた洋館部分からなる住宅であり、和洋館を並置する住宅が都市近郊へ広がる様相を物語る貴重な住宅である。洋館は細部意匠の素朴さから地域の大工の手になるものと考えられ、洋館に見られる和風居室を複数内包しながらも外観を洋風意匠でまとめ上げる建築上の工夫の採用など、地域の大工に洋風建築技術が普及していたことを証しする点からも貴重な建築と考えられる。

大正期から昭和期にかけて、都市近郊ではいわゆる洋館付き住宅と呼ばれる和洋館を並置する住宅形式が広く普及した。旧広田医院主屋は、こうした和洋館併置型住宅の一事例と考えられ、かつ、建設時期や履歴がある程度明らかであり、また、建物の保存状態も良く、寒川における近代の住宅建築として貴重な遺構であることは明らかである。

旧広田医院主屋は大山街道に面し、明治期に建設された和館を関東大震災後に改修し、昭和初期に洋館を増築した建築であり、寒川の近代化の過程を物語る貴重な住宅であることから、国土の歴史的景観に寄与しており、国登録有形文化財として相応しい建築と考えられる。

(作成 関東学院大学名誉教授 水沼淑子)

登録文化財(建造物)意見具申資料表紙

105回

都道府県又は指定都市名

神奈川県

記載事項一覧表

1	(ふりがな)	きゅうひろたいいんおよびへい		
	名称	旧広田医院門柱及び塀		
2	員数	1基	2/2	
3	所在の場所 ※所有を証する書類記載の「所在、地番」	都道府県名および市区町村名	町丁・字・番地・号	
		神奈川県高座郡寒川町	一之宮一丁目1126番1	
4	構造、形式及び大きさ	コンクリート造、総延長28.7m		
5	所有者の氏名または名称 ※所有を証する書類記載の氏名または名称			
6	所有者の住所 ※所有を証する書類記載の住所	都道府県名および市区町村名	町丁・字・番地・号	
7	建設年代/大規模な改修及び増築年代	昭和4年		
		建設年代の根拠	主屋建築年代及び写真	
8 備考	他分野の指定・登録等の保護措置の有無	無	※「有」の場合は、指定・登録等の名称を記載 ()	
		無	※「有」の場合は、記載のある報告書に◎	
	報告書記載の有無 ※報告書の表紙と掲載ページのコピーを添付してください。		『日本近代建築総覧』	『〇〇県近代和風建築調査報告書』
			『日本の近代土木遺産』	『神奈川県近代化遺産調査報告書』
	その他	()		

提出資料等チェックシート

	提出資料等	都道府県・政令市 チェック欄	データ 提出 チェック欄
(1)	都道府県の進達書(必要な場合)(様式6、7)		
(2)	都道府県・政令市または市町村の意見の文書(様式5、3)		
(3) ①	登録文化財(建造物)意見具申資料表紙(様式4) ※データも提出(CD等)		
②	所有者の同意等に関する意思の確認書類(様式2、3)		
③	登記事項証明書など所有を証する書類		
④	所見(建築年代の根拠は明示されているか)		
⑤	位置図(薄くないか)		
⑥	配置図(薄くないか) ※データも提出(CD等)		
⑦	通常望見できる範囲の図		
⑧	平面図		
⑨	求積図(数値は合っているか)		
⑩	写真(1件につき10~20枚程度) ※データも提出(CD等)		
⑪	写真クレジット(様式1) ※データも提出(CD等)		

※登録候補建造物ごとに上記3)の資料を上から順に綴り、提出してください。

文化庁調査者/時期

黒坂貴裕/令和4年6月

旧広田医院門柱及び塀

旧広田医院門柱及び塀は、敷地南側大山街道に面し、主屋玄関からは庭を隔てて東方向斜め前方に位置する。旧広田医院が面する大山街道一帯は、かつては寒川町の中でも随一の繁華な通りで、周辺には昭和5年の看板建築風のファサードを持つ旧寒川郵便局などもあり、寒川の近代を象徴する一帯だった。門左右に袖塀を設け敷地東西端まで塀が伸びる。西側は矩折になり隣地との境界を画する。

門柱、袖塀、塀ともにコンクリート造モルタル仕上の単純な意匠であり、広田家が所蔵する昭和8年(1933)撮影の写真に鉄製の装飾的な洋風門扉が設けられていた様子が確認できることから、門柱及び塀ともに関東大震災後の洋館増築時、昭和4年に整備されたものと考えられる。

門柱及び袖塀部分は、道路に面して子柱を間口6000mmで両側に設け、各子柱から敷地奥に向かって45度で袖塀をのぼし、道路から敷地内側に1000mmの位置に間口2970mmで門柱を置く。門柱は各辺770mmの角柱で高さ3000mmとし、子柱は各辺260mmの角柱で高さ1800mm、袖塀は厚さ170mm高さ1800mmでいずれもコンクリート造モルタル掻き落とし仕上とする。

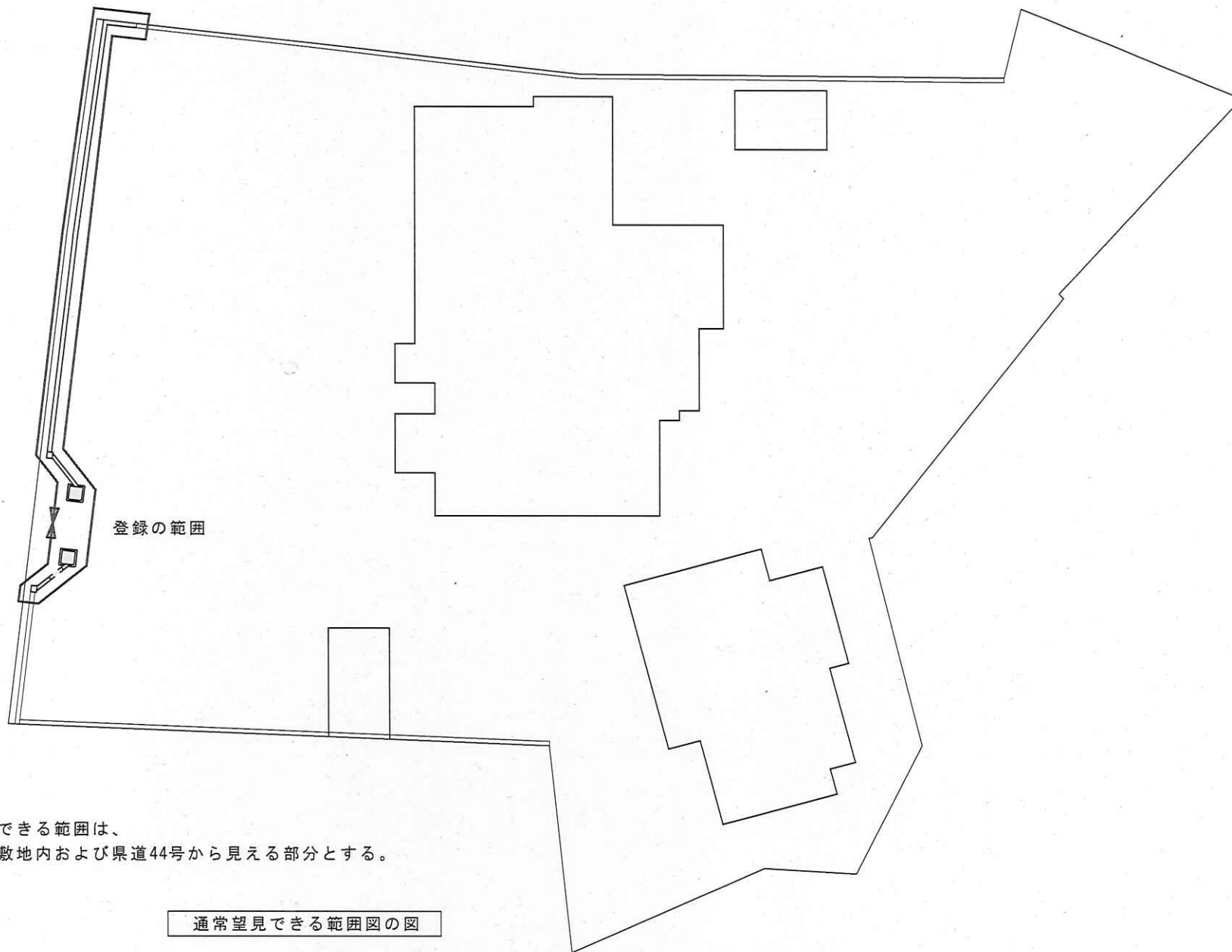
門柱は、4面とも縁部分を平らにし中央部分にモルタルをわずかに盛り上げ、江戸切り風の意匠とする。柱頭部は中心に向け4面とも傾斜をつけ、寄棟状の意匠とする。門扉は失われている。子柱も規模は小さいが門柱と同様の意匠である。東側袖塀には潜戸を設けるが、扉は失われている。

袖塀子柱から道路沿いに、西に延長20010mm、東に延長6170mmのコンクリート造モルタル仕上の塀基礎をのぼす。更に西側隣地界にも1540mm同様の塀を設ける。高さ480mm厚さ130mmで厚さ100ミリの笠石を置く。かつては上部に板塀をたてていたが、平成30年頃現在のアルミ製の塀に変更された。東側塀は、今回の登録対象外とする。

大山街道に面する存在感のある門柱と塀は旧家の表構えを構成し、その奥に洋館と檜の巨木が聳える様子は、地域の貴重な景観として貴重である。

(作成 関東学院大学名誉教授 水沼淑子)

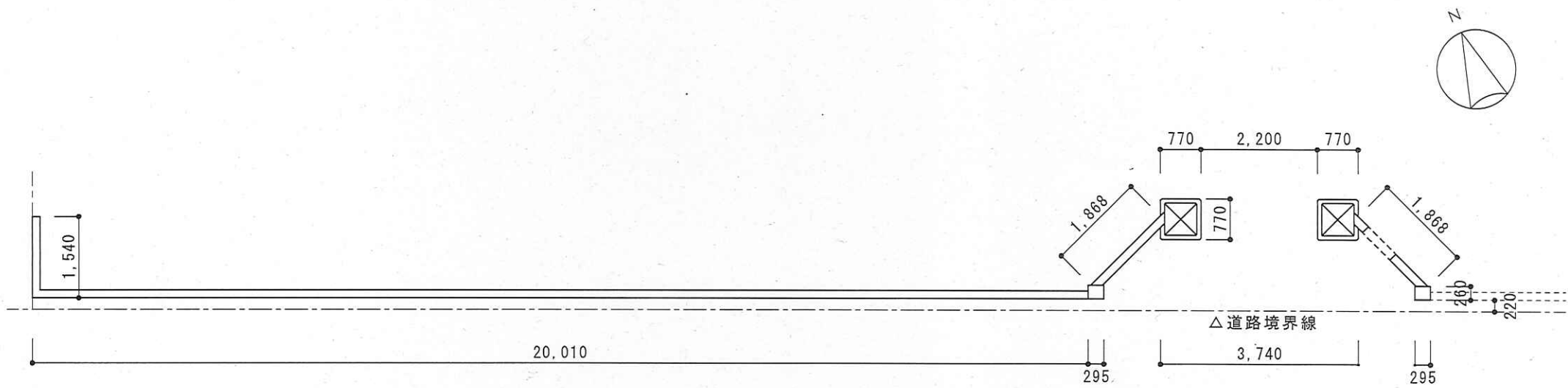
県道44号



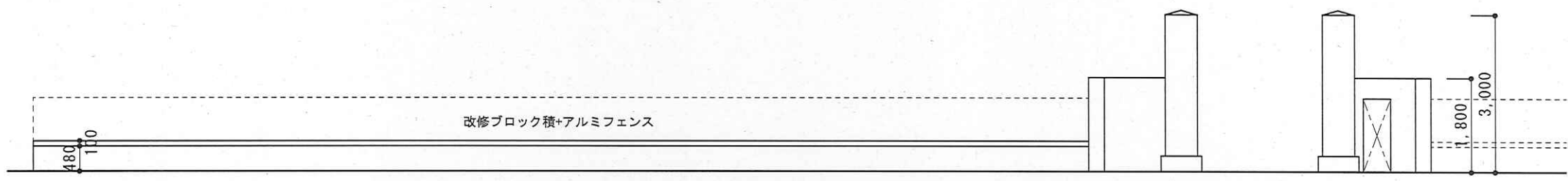
登録の範囲

通常望見できる範囲は、
当該建物敷地内および県道44号から見える部分とする。

通常望見できる範囲図の図



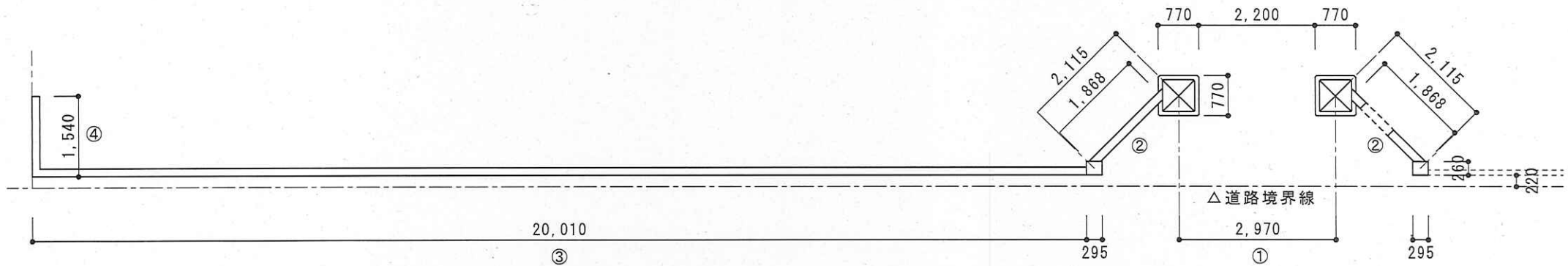
門柱および塀平面図 S=1/100



門柱および塀立面図 S=1/100

	(門口・柱芯)	長さ (m)
①	2,970	3.0
	(塀の長さ)	
②	2,115+2,115	4.2
③	20,010	20.0
④	1,540	1.5
	合計	28.7

間口および塀の長さ



門柱および塀求積図